指定訪問介護重要事項説明書

＜令和６年 ９月 １日現在＞

ご契約された利用者様に対するサービスの提供開始にあたり、 東京都条例および品川区介護予防・日常生活支援事業実施要綱の規定に基づき、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社フリーフリーダム
主たる事務所の所在地	〒140-0041　東京都品川区戸越6丁目6番12号 ケントコート101
代表者（職名・氏名）	代表　山本　吉隆
設立年月日	令和6年5月30日
電話番号	０３（６４２６）１０４７

２．事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヴィータケア	
サービスの種類	介護保険による訪問介護事業	
事業所の所在地	〒140-0041　東京都品川区戸越6丁目6番12号 ケントコート101	
電話番号	０３（６４２６）１０４７	
指定年月日・事業所番号	令和6年9月1日指定	１３７０９０５４３０
管理者の氏名	山本　吉隆	
通常の事業の実施地域	品川区・大田区	
第三者評価受審の有無	無	

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の 保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

４．提供するサービスの内容

訪問介護サービスは、訪問介護員等が利用者の御宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の援助を行うサービスです。 具体的にはサービスの内容により、以下の区分に分けられます。

①身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例）起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、 清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院･外出介助など
②生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例）調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など
③ 通院等のための乗車または降車の介助	通院や外出のため、訪問介護員等が運転する車両への乗車または降車の介助とあわせて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助や、通院先もしくは外出先での受診等の手続きや移動等の介助を行います。 （ただし、介護予防訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業については、当該サービスは対象外です。）

５．事業所営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで 年末年始（１２月２９日から１月３日）を除きます。
営業時間	午前９時から午後６時まで

６．事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士、実務者研修修了以上	常勤　3人、　　非常勤　　1人
介護職員初任者研修課程 修了者	常勤　　人、　　非常勤　　人

７．サービス提供責任者

佐々木　小ゆり		

８．サービスの主な内容

（１）身体介護

食事介護	食事のための場所確保・食事姿勢の確保・配膳・食事の見守り・摂食・食後の歯磨き・下膳
入浴介護	全身入浴・シャワー浴・部分浴（手浴・足浴・陰部浴・洗髪）・脱衣・着衣・浴室～居室への移動・ 洗体・整髪・水分補給・後始末（洗濯は含まず）
通院介助	歩行介助・車椅子介助における同行外出（病院等の通院・院内の移動等の介助等）

（２）生活援助

調理	一般的な調理（きざみ食・流動食は含まず）・配膳・後片付のみ
衣類の洗濯	洗濯機または手洗いによる洗濯・洗濯物の乾燥（物干し）洗濯物の取入と収納
買物	日常品等の買い物
掃除	居室内やトイレ・卓上等の清掃・ゴミ出し・後片付け・布団干し

（３）サービス内容等介護に関するご相談はサービス提供責任者がお受けします。

９．利用料金

（１）介護保険法に基づく訪問介護または介護予防訪問介護または介護予防・日常生活支援総合事業による訪問サービスをご利用の場合は、「契約書別紙」のとおりです。

（２）交通費

前記２の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、当事業所所属のホームヘルパーがお伺いするための交通費の実費が必要です。

（３）院内の待ち時間（自費）

通院介助時、院内の待ち時間は３０分あたり１，０００円いただきます。

（４）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合には、至急ご連絡ください。ただし、体調の急変などやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。また、介護予防訪問介護および品川区総合事業は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの通達時期	キャンセル料
利用予定日の前日午後 5 時までに連絡をいただいた場合	無料
利用予定日の前日午後 5 時以降の場合	２，０００円

（５）その他の費用

① 利用者様のお住まいでサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご利用者のご負担となります

② 記録の複写費

利用者様の控え以外に別途、複写が必要な際には、実費として１枚につき 10 円いただきます。

（６）お支払方法

ご利用料は１か月ごとにまとめて月末までに前月分の請求をいたします。下記のいずれかの方法によりお支払いください。お支払い確認後、領収証を次月請求の際に発行いたします。

お支払方法は、当月の料金の合計額を翌々月１０日（休日の場合は翌営業日）までに指定の口座から引き落としの方法で支払うものとします。

１０．緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかに下記主治医およびご家族等へ連絡する他必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	電話番号	
緊急連絡先（家族等）	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	

１１．事故発生時の対応

サービス提供中になんらかの事故等が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員または地域包括支援センターおよび市区町村等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

１２．サービス内容に関する苦情

（１）　当社お客様相談・苦情担当（月曜～金曜日 午前９時～午後６時）
担当　山本　吉隆　（ヤマモト　ヨシタカ）　　電話　０３－６４２６－１０４７

（２）　お住まいの市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
品川区の相談・苦情窓口
担当　高齢者福祉課支援調整係　　電話　０３－５７４２－６７２８

（３）　東京都国民健康保健団体連合会
東京都国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
相談窓口担当　電話　０３－６２３８－０１７７

１３．サービスの利用にあたっての留意事項

①贈答、おもてなしの禁止
訪問介護員等への贈答や飲食のおもてなしは、制度上禁止されており、ご遠慮させていただきます。

②訪問介護員等の個人情報　個人情報保護法上、訪問介護員等の住所、電話番号などの個人情報につきましては利用者様にお知らせ出来ませんので、あらかじめご了承ください。

③体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

④地震、台風、大雪等の自然災害発生時等において、訪問介護員の交通手段及び生命に危険が及ぶ事態が予測される場合は、サービスを中止もしくは提供日や開始時刻の変更をさせていただきます。

⑤感染症の発生を予防または感染のリスクを防ぐ為、入出時の手洗い、マスク、使い捨て手 袋等を使用させていただく場合があります。

⑥訪問途中の事故などにより訪問困難な場合、事業所より利用者宅へ連絡し、最善の処置をとります。その場合、別のヘルパーがお伺いする場合あります。

⑦下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、 サービスを中止または契約を終了させていただく場合がありますのでご了承ください。

■ 暴力又は乱暴な言動、無理な要求 ・物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける ・怒鳴る、奇声、大声を発する ・対象範囲外のサービスの強要　　など
■ セクシュアルハラスメント ・介護従事者の体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる ・わいせつな写真を見せる ・性的な話や卑猥な言動をする　など
■ その他 ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く ・ストーカー行為　　など